

議案第 1 号

野田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月3日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

野田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成21年野田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（手続等に係る情報システムの整備等）

第7条 市の機関等は、情報通信の技術を利用して行われる手続等に係る当該市の機関等の情報システム（以下この条において単に「情報システム」という。）の整備その他の情報通信の技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 市の機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 市の機関等は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（情報通信の技術の利用のための能力等における格差の是正）

第8条 市の機関等は、情報通信の技術を活用した行政の推進に当たっては、情報通信の技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、手続等に係る情報システムの整備等に関する規定等を整備しようとするものである。

参考資料

野田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例  
案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (平成21年野田市  
条例第9号)

改 正 案	現 行
<p>(手続等に係る情報システムの整備等)</p> <p>第7条 市の機関等は、<u>情報通信の技術を利用して行われる手続等に係る当該市の機関等の情報システム(以下この条において単に「情報システム」という。)の整備その他の情報通信の技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 市の機関等は、<u>前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>3 市の機関等は、<u>第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。</u> (情報通信の技術の利用のための能力等における格差の是正)</p> <p>第8条 市の機関等は、<u>情報通信の技術を活用した行政の推進に当たっては、情報通信の技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>第9条・第10条 (略)</p>	<p>(手続等に係る情報システムの整備等)</p> <p>第7条 市は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第9条第1項に規定する措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 市は、<u>市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>第8条・第9条 (略)</p>